

消費税の届出書について パート7

消費税課税期間特例選択・変更届出書

消費税課税期間特例選択不適用届出書

消費税の届出書には様々なものがあります。事業者は届出等の要件に該当する事由が生じた場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。届出書には、提出期限があるものもあるため、届出を失念し、期限を経過してしまうと適用が受けられず、納付する消費税額が多額になってしまうケースもあります。消費税の届出書にはどのようなものがあるかを事前に確認し、届出書の提出にあたっては制度を適用するかどうか事前に十分な検討をすることが大切です。

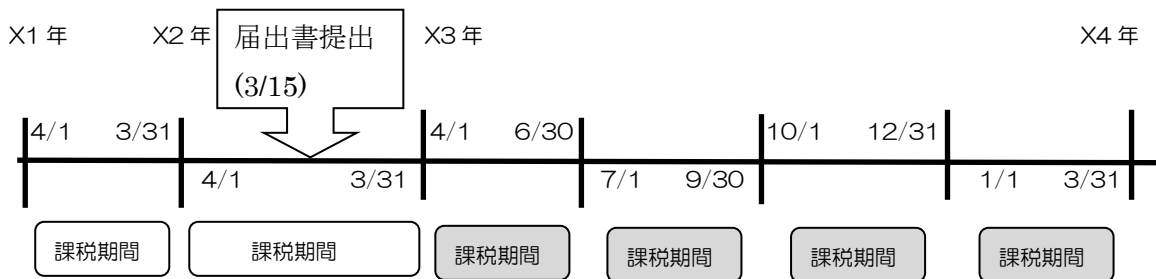
今回は消費税課税期間特例選択・変更届出書、消費税課税期間特例選択不適用届出書について説明します。

消費税課税期間特例選択・変更届出書

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度ですが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

課税期間の特例の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする「短縮に係る課税期間（3月又は1月ごとに区分した期間）」の初日の前日までにこの届出書を提出しなければなりません。ただし、新規開業等した事業者については、この届出書を提出した日に属する3月又は1月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

○（参考）3月特例の課税期間（事業年度が1年の3月末決算法人の場合）



3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合も、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。この場合の提出時期は、変更しようとする「短縮に係る課税期間」の初日の前日までとなります。

なお、この特例の適用を受けている場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用をした後でなければ、他の課税期間の特例に変更することはできません。

提出時期・・・適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

消費税課税期間特例選択不適用届出書

課税期間の特例の適用をやめようとするときは、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、課税期間の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

なお、年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります。

提出時期・・・適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで